

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	1 経営所得安定対策等推進事業	行政と農業団体等で組織する農業再生協議会等が行う農業者への制度周知や申請事務支援等、経営所得安定対策等の円滑な推進に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 経営所得安定対策等事業（2及び3の事業を除く） （1） 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2） 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する農業者の農地情報整理・申請事務支援等	4月1日から3月31日まで	（1） 県段階 県農業再生協議会 （2） 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
		2 コメ新市場開拓等促進事業 （1） 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2） 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・実需協働プランの作成等		（1） 県段階 県農業再生協議会 （2） 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等					（ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	1 経営所得安定対策等推進事業	3 畑作物産地形成促進事業 (1) 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 (2) 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・実需協働プランの作成等	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日
									(ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	2 阿蘇火山等防災 特産対策事業	茶・葉たばこの除灰に係る 洗浄施設等導入経費に対して 補助する場合における当該補助 に要する経費 ・事業内容 洗浄施設（据置型、乗用型） の整備、さく井等の畑地かん がい施設整備 ・対象地域 防災営農施設整備計画の対 象地域であって、火山の爆 発による被害の程度が、農 林水産大臣が定める基準に 達し、又は達するおそれがある 地域。	4月1日から3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業者の組織する団体等 (受益者3戸以上)	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助 対象経費の6分の4以内（うち 県費は6分の1以内、ただし 市町村補助額以内）を限度と する	1 特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱 （平成25年2月26日付け24農振第2113号） (1)事業の中止又は廃止 (2)事業実施地区の変更 (3)事業実施主体の変更（農業者が組織する団体にあ つては、3者未満になった場合を含む。） (4)事業実施主体における事業費の30%を超える増減を 伴う事業内容の変更 (5)整備内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成25年2月26日 付け24農振第2098号） (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新 設又は廃止、設置位置の大幅な変更 ③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④そのほか①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上 の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費 用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に 基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる ものによる場合を除く。）	有 （第9条第2項第3号 該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か 月を経過した日又は3月 31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	3 地域特産物産地 づくり支援対策事 業	たばこ産地支援事業 熊本県たばこ耕作振興協議会が行う次の事業 に必要な経費 (1) たばこ耕作振興協議会の開催 (2) 地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進 (3) 表彰事業 (4) その他必要な事項	4 月 1 日か ら 3 月 31 日 まで	熊本県たばこ耕作振興 協議会	定額 (上限 262 千円)	事業費の 30%を超え る増減	有 (第 9 条第 2 項第 3 号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	4 くまもと畳表価格安定対策事業	事業主体が 国の畳表価格安定対策事業に基づき事業を実施する場合に、国の補てん金額を超えて行う助成金額と国の補てん金額との差額に要する経費	7月1日から6月30日まで	熊本県い業生産販売振興協会	畳表 1 枚当たりの補助金額は以下のとおりとする。 平均取引価格が助成基準価格から最低基準価格の場合 (1) 指定銘柄の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 80%－価格帯別助成単価 } × 3/4 (2) 一般品の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 60%－価格帯別助成単価 } × 3/4 平均取引価格が最低基準価格以下の場合 一律に指定銘柄・一般品ごとに定められた額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 いぐさ産地総合支援事業	「いぐさ・畳表の構造調整計画」に基づいて、農業団体等が行ういぐさ・畳表の生産、流通、消費拡大対策に係る推進事業に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県い業協同組合 熊本県い業生産販売振興協会 熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会 八代地域農業協同組合 熊本県畳工業組合	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	6 野菜価格安定対策事業	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会が、対象野菜の価格が対象市場において著しく低落した場合に、補給金をその対象となる生産者に交付することを目的とした資金を造成するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	○指定野菜価格安定対策事業 ・重要野菜 100分の17.5 ・一般野菜 100分の20 ○契約指定野菜安定供給事業 100分の25 ○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・特定野菜 100分の20 ・指定野菜 100分の25	資金造成計画の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	7 阿蘇火山防災園芸対策事業	施設整備に係る調査及び実施計画策定、栽培管理用施設、農地被覆施設等の整備のための経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ※対象地域 本事業の対象地域は、防災営農施設整備計画に位置付けられた地域であって火山の爆発による被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】市町村 【事業主体】市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 (受益者3戸以上)	1 調査計画 6分の4以内 (うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内) 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内(うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内)を限度とする 2 施設整備 (1)一般地域 6分の4以内 (ただし、県補助率は6分の1以内、且つ市町村補助額以内) 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内(うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内)を限度とする	1 農村地域防災減災事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第1900号) (1)事業主体の変更 (2)事業実施区域の大幅な変更 (3)事業内容の変更 (4)事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2115号) (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災 園芸対策事業				(2) 中山間地域 100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る) 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)を限度とする ※中山間地域 過疎地域、振興山村、離島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は特別豪雪地帯をいう。	③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④その他①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	8 強い農業づくり支援事業 【強い農業づくり総合支援交付金】	強い農業づくり総合支援交付金等のうち産地競争力の強化(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、スマート農業実践、環境保全、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用等)等を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 整備事業 （1）耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 （2）耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 （3）農業廃棄物処理施設整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	(1) (2)～(8)以外の場合 100 分の 50 以内 (2) 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合 100 分の 40 以内 (3) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100 分の 40 以内 (4) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30 分の 10 以内 (5) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30 分の 10 以内 (6) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合 30 分の 10 以内 (7) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30 分の 10 以内 (8) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合 30 分の 10 以内 (9) (1)～(8)のうち、受益が1経営体（法人）に限定される場合（協業経営を除く） 100 分の 30 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(9)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 成果目標の変更 4 事業の新設又は廃止 5 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12 月 31 日	〔中間報告〕 1 月 15 日
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費		市町村	100 分の 50 以内				（ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	9 産地パワ ーアップ事業	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた総合的推進(水田、畑作、野菜、果樹、花き等)を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 Ⅰ 整備事業 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) (2) 及び(3)以外の場合 100 分の 50 以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100 分の 40 以内 (3) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合及び野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30 分の 10 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(3)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日
		Ⅱ 基金事業 1 生産支援事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) の事業 導入する農業機械等の本体価格の 100 分の 50 以内 (2) の事業 100 分の 50 以内 ただし、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費の助成は定額(100 万円以内)とする 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(2)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする				(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)	
		2 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村 【事業主体】地域協議会	定額(100 分の 50 相当) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額(定額(100 分の 50 相当))を限度とする				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	9 産地パワーアップ事業	III 国産シェアの拡大 1 サプライチェーン構築推進事業 新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、民間事業者等	1 定額又は2分の1以内 品種の栽培実証等を行う場合は定額とし、農業用機械等のリース導入を行う場合2分の1以内とする。 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額（定額（100分の50相当））を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
									（ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進するために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 需要適合生産推進事業 (1) 熊本県農業再生協議会 ・地域協議会別作付目安の算定・提示 ・広域的な需給動向の収集・分析 ・地域協議会等への新たな仕組みの周知・理解促進 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県農業再生協議会	定額	1 事業費の30%を超える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 地域農業再生協議会 ・生産者別作付目安の算定・提示 ・農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・地域の需要動向の分析 ・主食用米生産状況の把握 ・産地戦略の総合的な取りまとめ ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会	定額					
		(3) 熊本県主食集荷協同組合 ・集荷業者及び農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・県需要量算定等に係る助言指導 ・需給調整に係る関係機関との協議 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県主食集荷協同組合	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	2 産地戦略確立支援事業 (1) 市町村 ・産地戦略作成における土地利用計画や地域振 興施策との調整 ・水田農業に関する住民ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31日 まで	市町村	定額	1 事業費の30%を超 える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 地域JA ・生産者の意向把握・助言 ・各地域の実需者ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合	定額					
		3 水田農業競争力強化支援マネージャー設置 水田農業競争力強化支援マネージャー設置に 要する経費	4月1日か ら3月31日 まで	熊本県農業協同組合中央会	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	11 園芸産地における事業継続強化対策事業	自然災害発生に備え、災害に強い園芸産地を形成するため、事業継続計画の検討及び策定や非常時の協力体制整備に必要な経費と、事業継続計画の実践に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備 2 事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、特認団体	1 定額 2 (1) 定額 (2) 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 ※ 補 助 事 業 者 : 10 分 の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	12 未来型（スマート DX）果樹栽培技術推進事業	ドローン等の省力機器と省力栽培技術による労働生産性の高い果樹経営のモデル設置・実証に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農協連等、農業者の組織する団体、農業生産法人、作業受託組織 等	10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2 分の 1 以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更（ただし、入札による減は除く）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	13 くまもと露地野菜シェア拡大支援事業	(1) 実需者ニーズ型生産体制構築支援 露地野菜の新産地化や面積拡大等の収益強化の取組みに対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 加工用ばれいしょ産地強化支援 加工用ばれいしょの産地化に向けた栽培実証等の取組みに対して必要な経費		農業協同組合、農業者の組織する団体等	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増減				
		(3) 畑作物産地生産体制確立・強化事業 ①ばれいしょの畑作営農の大規模化に向けた省力化等の推進に係る省力作業機械等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ②ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入や健全な種子の安定供給に対する取組み等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、公益社団法人 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、公益社団法人	①2分の1以内 (リース導入の場合は、物件相当額の2分の1以内) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする ②定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	14 生産資材価格高騰緊急対策事業	(1) 生産資材コスト緊急低減事業 生産資材コスト削減に対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体等	3分の1以内 (※上限補助額2,000千円/戸)	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 集出荷施設等コスト高騰対策支援事業 野菜果樹等の集出荷施設や米麦大豆の共同乾燥施設等における動力光熱費の高騰に伴い増加した経費	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体等	2分の1以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第2号該当)	否	無 (第19条第2号該当)	—

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	15 脱炭素型施設園芸緊急対策事業	(1) 施設園芸省エネ化緊急対策事業 ヒートポンプ等の省エネ機器導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 農業用木質バイオマス安定供給支援 農業用木質ペレットの安定的な供給に要する経費	4月1日から3月31日まで	農業協同組合、木質バイオマス燃料供給業者等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	16 攻めの園芸緊急 生産対策事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、PQC の最適化や高温対策に資する農業機械・施設等の導入に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) PQC 生産支援対策 ア 施設・機械の整備 イ 生産基盤強化 (2) 高温対策	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)等	10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内(生産基盤強化は2分の1以内)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所、設置場所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	17 畑地化促進事業	畑地化促進事業 (1)畑作物の産地づくりに向けた体制構築(団地化やブロックローテーション等)のための調整に要する経費 (2) 水田の畑地化に伴い支払いの必要が生ずる土地改良区地区除外決済金等の経費	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 地域段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 地域農業再生協議会	(1) 定額 (上限 3,000 千円) (2) 定額 (上限 250 千円/10a)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、概算払請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	18 選ばれる園芸産地緊急支援事業	販促活動経費等が高騰する中で、園芸産地の販売力強化にむけた取組みに要する経費	4月1日から事業完了日又は3月31日まで	農業者の組織する団体等	2分の1以内 (※上限補助額 30千円/人または4,500千円/団体のいずれか低い方(ただし、8月大雨で被害を受けた団体(※)は40千円/人または6,000千円/団体のいずれか低い方)) ※県に農作物被害報告のあった地域で、当該被害作物を生産している団体	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は補助事業費の増 3 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が 異なる場合はそれぞれ表 示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着 手承認 の適用 除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	19 くまもと土地利 用型農業競争力強 化緊急支援事業	(1) 整備事業 地域営農組織等の生産コスト低減の取組み に必要な機械の整備等に要する経費 ①平坦地域対策 地域営農組織育成支援 地域営農組織等の規模拡大のために必 要な機械等の整備に要する経費 ②中山間地域対策 中山間地域等組織化支援 中山間地域等での共同利用・組織化に必 要な機械の整備に要する経費	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承認 の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村等 【事業主体】 地域営農組織、農業法人等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対 象経費の2分の1以内を限度と する	1 事業費の 30%を超える増 減を伴う事業内 容の変更 2 事業主体の変 更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	20 くまもと茶ビジネス確立支援事業	1 くまもと茶生産対策支援 ①茶生産技術員の資質向上に要する経費 ②市場販売単価向上のための現地重点指導に要する経費	4月1日から 3月31日まで	農業団体等	①2分の1以内 (上限50千円) ②2分の1以内 (上限100千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 くまもと茶販路拡大対策 首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進に要する経費		熊本県経済農業協同組合連合会等	2分の1以内 (上限700千円)					
		3 くまもと茶流通・販売対策支援 県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力発信、認知度向上を図るPR・販売対策等の取組みに要する経費		農業団体等	2分の1以内 (上限1,200千円)					
		4 くまもと茶地産地消環境づくり支援 小中学生等若年層を対象とした出前講座の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、茶地区協議会、日本茶インストラクター協会熊本県支部等	定額(実施経費は1校当たり上限30千円)	無				
		5 チャレンジ活動支援 産地の特徴や強みを生かした独自の取組みや、香味や機能性などに着目した特徴ある茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレンジ活動に要する経費	市町村、農業団体、茶地区協議会、茶商業協同組合等	定額 (上限300千円)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	21 主要農作物改良 協会補助事業	熊本県主要農作物改良協会が米・麦・大豆の 採種の生産管理指導及び米・麦・大豆の生産安 定、品質改善を行うために必要な経費	4月1日から3月31日 まで	熊本県主要農作物改良協会	定 額 （ 上 限 1,064 千円）	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	22 くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業	県産米の安定した需要を確保し、経営の安定化を図るため、熊本県産米のリーディング品種「くまさんの輝き」を中心に、生産から消費までの総合的な対策を実施する次の事業に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会 (くまもと売れる米づくり推進本部)	2分の1以内 (上限 12,998 千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 くまさんの輝き拡大推進支援 「くまさんの輝き」の生産対策・販路拡大・PR活動に必要な経費		熊本県農業協同組合中央会(くまもと売れる米づくり推進本部)、農業協同組合等	2分の1以内					
		3 新規需要米生産・需要拡大支援 新規需要米における、作付拡大や収量向上に向けた栽培管理指導、需給の調整、仕分集荷等、生産拡大の取組に必要な経費及び県産米粉用米を用いた米粉商品開発や販売促進、販路拡大の取組に必要な経費		熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、米粉の新用途に利用するための微細米粉の製造を行う事業者	定額 (ただし米粉の新用途に利用するための微細米粉の製造を行う事業者においては、補助対象経費の2分の1以内を限度とする)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が 異なる場合はそれぞれ表 示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着 手承認 の適用 除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	23 県産麦・大豆生 産拡大総合推進事 業	生産流通対策支援 麦類の赤かび病等の対策強化や需要に対応 した生産・品質向上・新産地育成等対策に要す る経費	4月1日か ら事業完 了の日ま たは3月 31日まで	(1) 熊本県経済農業協同組 合連合会 (2) 熊本県主食集荷協同組 合	2分の1以内 (上限 (1) 1,823 千円 (2) 177 千円	1 事業の中止ま たは廃止 2 事業主体の変 更 3 事業費の 30%を超える増 又は補助金の増 4 事業費又は補 助金の30%を 超える減	有 (第9 条第2 項第3 号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	24 いぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業	農業団体等が、均質で品質の高いいぐさ・昼表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために必要な次の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 専用機械導入支援 専用機械の導入に係る経費 (2) 専用機械機能強化支援 専用機械の機能強化に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農業協同組合等が組織する団体 【事業主体】 農業協同組合、農業者の組織する団体、農業者等	(1)、(2) 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業種目毎に事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25 熊本県野菜振興協会補助事業	一般社団法人熊本県野菜振興協会が、本県の野菜振興を目的として実施する産地育成対策、組織強化対策等を展開するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜振興協会	定 額 (上 限 2,415 千円)	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	26 熊本県青果物消費拡大協議会補助事業	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等に必要経費	4月1日から3月31日まで	熊本県青果物消費拡大協議会	定 額 （ 上 限 7,093 千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 翌年度の4月30日
	27 未来につながる「ゆうべに」産地強化対策事業	県育成いちご「ゆうべに」の栽培技術継承支援に要する経費及びブランド強化に向けたPR等に対する助成 1 「ゆうべに」栽培技術継承支援 「ゆうべに」の技術継承・担い手確保に向けた栽培データを活用したマニュアル作成に必要なデータの収集と共有に必要な機器の導入に要する経費 2 「ゆうべに」ブランド力強化対策 ブランド確立に向けた販売アイテム開発や、認知度向上に向けた企業コラボによる商品開発、市場・仲卸等及び一般消費者へのPR等に必要経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	1 一般社団法人野菜振興協会 2 熊本県経済農業協同組合連合会	1 定額 2 2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	28 花き協会補助事業	熊本県花き協会が、本県花き生産出荷組織の育成強化並びに生産経営及び流通の改善を図るため、各種事業を実施するために必要経費	4月1日から3月31日まで	熊本県花き協会	定 額 （ 上 限 1,604 千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	29 くまもとの花 ステップアップ 事業	県産花きの生産体制や販売力強化に必要な経費 1 産地生産力・販売力ステップアップ支援 （1）宿根カスミソウ、トルコギキョウ経営体の育成・定着に必要な経費 （2）産出額3億円を目指す品目の生産推進に必要な経費 （3）県産花きの販売対策強化に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	1（1）、（2） 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員3戸） 1（3） 農業協同組合連合会	2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	30 次代につながる 果樹産地づくり 支援事業	(1) 生産基盤の整備・推進事業 ア 産地の将来像づくり 果樹産地協議会による、産地の将来像 づくり等に要する経費	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承認 の日から 3月31日まで	(1) ア 果樹産地協議会	ア定額(200千円) (ただし、同一果樹産地協議会の申請は一度に限る)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		イ 将来像の実現 果樹産地協議会による、集積基盤整備団地を作る整備計画実現に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		(1) イ 【補助事業者】 市町村、果樹産地協議会 農業者の組織する団体 農業協同組合 【事業主体】 果樹産地協議会 農業者の組織する団体 農業協同組合	イ 定額(500千円/50a)					
		(2) 労働力補完・担い手確保対策事業 ア 作業受託組織の育成支援 農業者の組織する団体等による、新規組織設立や既存組織の受託能力向上に必要な作業員育成や作業機器の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ① 新規組織 ② 既存組織の受託能力向上		(2) ア 【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合、果樹産地協議会 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合、果樹産地協議会	①新規組織 定額(600千円) ②既存組織の 受託能力向上 定額(400千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	30 次代につながる 果樹産地づくり支 援事業	イ 新たな担い手確保体制強化事業 農業者の組織する団体等による、担い 手確保のための樹園地の中間管理体制の 強化に要する経費、もしくは、当該経費 に対して補助する場合における当該補助 に要する経費		(2) イ 【補助事業者】 市町村、農業協同組合、 地区協議会、農業者の組織す る団体、集落、農業法人 【事業主体】 農業協同組合、地区協議会、 農業者の組織する団体、 集落、農業法人	定額（面積に応 じて）（上限 1,500 千円）					
		(3) 気象の変化に対応できる技術確立事業 農業者の組織する団体等による、温州み かんの高品質果実生産技術、不知火類等の 貯蔵環境改善技術、気象による障害軽減技 術のモデル実証に要する経費、もしくは、 当該経費に対して補助する場合における当 該補助に要する経費		(3) 【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団 体、農業生産法人（構成員 3 戸 以上）、農業協同組合 【事業主体】 農業者の組織する団体 農業生産法人（構成員 3 戸以 上）、農業協同組合	1/2 以内 【事業主体への 間 接 補 助 の 場 合】 補助事業者： 10 分の 10 以内 ただし、事業主 体に係る補助対 象経費の 2 分の 1 以内を限度と する					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	31 地域特産物産地 づくり緊急支援対 策事業	1 地域特産物産地づくり緊急支援対策事業 市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特 産農作物振興のための生産から加工・販売対策 に係る推進事業、小規模土地基盤整備、施設・ 機械整備、茶園の台切り更新に必要な経費、も しくは、当該経費に対して補助する場合におけ る当該補助に要する経費 (1) 推進事業 生産から加工・販売対策に係る推進事業	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農 業協同組合等が組織する 団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等が 組織する団体 農業者の組織する団体	3分の1以内 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者：10分の 10以内 ただし、事業主体に係 る補助対象経費の3 分の1以内を限度とす る	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を 超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 条件整備事業 ①小規模土地基盤整備 ②施設・機械整備 ③茶園台切り更新	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農 業協同組合等が組織する 団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等が 組織する団体 農業者の組織する団体 地域計画の目標地図に位 置づけられた担い手	①②3分の1以内 (ただし、①のうち県育 成茶品種「熊本TC01」の 新植・改植、及び、②の うち茶園被覆資材の導 入については、2分の1 以内) ③定額(上限15千円／ 10a) 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者：10分の 10以内 ただし、事業主体に係 る補助対象経費の3 分の1以内を限度とす る(ただし、①のうち県 育成茶品種「熊本TC01」 の新植・改植、及び、② のうち茶園被覆資材の 導入については、2分の 1以内) ③定額(上限15千円／ 10a)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を 超える増減を伴う 事業内容の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	32 園芸施設有効活用緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、ハウス整備のコスト低減につながる遊休化ハウスの有効利用等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 遊休化ハウスの移設 既存ハウスの長寿命化（補強・補修） 仕様変更等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域計画に位置付けられた担い手等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	33 種子産地強化整備緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、農作物（稲・麦・大豆）種子の生産体制の維持・強化に必要な機械の導入等の経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合 【事業主体】 種子生産者（指定ほ場において種子生産を行う者）、又はその組織する団体、農業協同組合	導入する農業機械等の本体価格の3分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	34 県産麦・大豆産地緊急支援事業	1 麦パートナー強化支援 生産資材価格高騰の影響を受ける中、以下の取組に係る経費 （1）需要拡大対策事業 産地連携体制整備、商品開発、消費拡大等、県産麦の需要拡大に資する取組に必要な経費 （2）需要対応産地育成対策事業 小麦及び大麦の需要に応じた新品種導入の検討や高品質麦の生産に向けた試験栽培等、生産拡大・品質向上に向けた取組に必要な経費 2 大豆産地力アップ支援 生産資材価格高騰の影響を受ける中、需要を満たす新品種の試験栽培や新技術の実証等生産拡大のために必要な経費	令和7年2月28日から事業完了の日または令和8年3月31日まで	（1）県産麦の加工を行う企業等、県産麦又は麦製品の販売を行う企業等 （2）熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体 熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体	2分の1以内（上限（1）1,000千円（2）1,500千円） 2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	35 麦・大豆生産 技術向上事業 (R6経済対策 分)	麦・大豆生産技術向上事業 (1) 麦・大豆の団地化推進 麦・大豆の作付けの団地化等生産性向上の 取組に当たり必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 麦・大豆の先進的な営農技術の導入 先進的な営農技術を導入する取組に対する 助成を行う場合における当該補助に要する経 費 (3) 麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設 の導入 麦・大豆の生産性向上及び事業の達成に必 要な機械・施設の導入、リース導入又は改良に 要する経費に対して補助する場合における当 該補助に要する経費 (4) 市町村推進事務費 市町村が実施する麦・大豆作付けの団地化 等生産性向上の取組み等に要する経費	令和7年1 月16日か ら事業完 了日また は令和8 年3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 1、2 農業者の組織する団体、 地域農業再生協議会 3 農業者の組織する団体、地 域農業再生協議会、市町村、県 が九州農政局長と協議して認 める団体 4 市町村	1、2 定額 3 10分の10以内 ただし、事業主 体に係る補助対 象経費の2分の1 以内(リース導 入の場合は物件 相当額の2分の1 以内)を限度と する 4 2分の1以内	1 事業の中止又は 廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を 超える増又は補助金 の増 4 事業費又は補助 金の30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	36 県産いぐさ量 表流通緊急推進 事業	事業実施主体が、戸建て住宅の新築または戸 建て住宅等の改築を実施する施主に、県産いぐ さ量表を提供する事業経費に対して補助を行 う。	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承認の日か ら3月31 日まで	八代地域農業協同組合	10分の10以内	事業費の30%を超え る増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要 件	交付決定前着 手承認 の適用 除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	37 農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）	地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 整備事業 （1）農業共同利用施設の再編集約・合理化 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ 農業廃棄物処理施設 （2）再編集約・合理化の更なる加速化 （1）の取組のうち県内の複数集落で共同利用する公益性の高い施設を整備する事業者の自己負担分の一部の経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	（1）2分の1以内 （2） （1）の補助金額の5分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 成果目標の変更 4 事業の新設又は廃止 5 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費		市町村	2分の1以内				〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	38 くまもとメロン栽培技術 DX 推進事業	メロンの技術継承・担い手確保に向けた栽培データを活用したマニュアル作成に必要なデータの収集と共有に必要な機器の導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜振興協会	定額	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	39 全国果樹女性生産者熊本県大会事業	第3回全国果樹女性生産者熊本県大会開催のために必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	全国果樹女性生産者熊本県大会実行委員会	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	40 令和7年8月大雨営農再開支援事業	1 早期営農再開支援 令和7年8月大雨で被災した農業者の早期営農再開のために必要な以下の経費 (1)資材の調達等 (2)追加防除・施肥 (3)作物残さの撤去（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。） 2 トマト苗緊急生産・確保支援 令和7年8月大雨で被災したトマト生産者の苗の発注に備え、前もって生産・確保する際の掛かりまし経費	令和7年8月10日から令和8年3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災農業者	(1)、(2) 2分の1以内 (3)定額 （作物残さの撤去 1,500 円/10a 以内、保管中に浸水被害を受けた農作物残さの撤去 5,500 円/人日以内（上限 10a あたり 4 人日））	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
				一般社団法人熊本県野菜振興協会	3分の1以内 (上限 10,000 千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	41 農業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）第 2 条第 4 項に規定する共同利用施設の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施するのに要する経費	災害復旧事業費の決定を受けた日又は災害査定前工事着工報告日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年 5 月 20 日政令第 152 号）第 1 条の 2 に規定する法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等）	当該災害復旧事業費の 10 分の 2 以内。（ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 6 条に規定する激甚災害を受けた場合は、上記にかかわらず、告示地域の施設については、10 分の 9（当該事業費のうち 40 万円までの部分については 10 分の 4）以内、その他の地域の施設については 10 分の 5（当該事業費のうち 40 万円までの部分については 10 分の 3）以内とする	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号）第 3 条第 1 号イ及びロに規定する変更 (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更 (2) 補助事業等の内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日